

牧之原市教育委員会 会議録

令和6年7月26日、牧之原市教育委員会が牧之原市役所相良庁舎会議室に招集された。

この委員会に付議するため、教育長の告示した議案は次のとおりである。

付議議案

- 報告第9号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について
- 報告第10号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 報告第11号 令和6年度特別支援教育就学奨励費補助金対象児童生徒の支弁区分の決定について
- 報告第12号 令和6年度第1回就学支援委員会について
- 議案第7号 令和7～10年度使用の中学校教科用図書の採択について

出席委員

橋本 勝	事務局	教育文化部長	竹内英人
吉住幸子		学校教育課長	中村元信
池ヶ谷祐太		社会教育課長	佐々木悟
渡辺彩子		大河活用推進室長	八木康仁
本目弘昇		スポーツ推進課長	大石昌秀
		学校再編推進室長	小塚康道
		教育総務課課長	永野智芳
		教育総務課主幹	日野剛久

開会時刻 午前9時25分 牧之原市立相良庁舎会議室

教育長挨拶

梅雨が明けた18日以降、最高気温が35℃以上の猛暑日が続くなど、今年も生物にとって厳しい夏になりそうだ。21日(日)に山崎こども教育振興財団による自由研究相談会がカタショーで行われた。事前に予約した10組の親子が自由研究の相談に訪れ、指導者の先生に研究の概要を説明する中で、様々な助言を受けていた。夏休み期間中、この他にも小中学生向けのイベントが各地で開催される。普段の学校生活ではできないことに挑戦したり、貴重な体験を積んだりして、充実した夏休みを過ごしてほしいと願っている。

会議録署名人の決定(事務局より指名)

橋本教育長と渡辺委員を指名

教育長報告

令和6年6月27日から令和6年7月25日までの主な行事について報告があった。

教育長より会議の非公開に関する発議

教育長 報告第10号・11号は個人情報を取り扱うため、議案第7号については、榛原地区教科用図書採択連絡協議会より採択に関する同意を求められており、現時点で、教育委員会として協議及び結果を公開することが望ましくないため、非公開としてよろしいかお諮りする。

各委員より異議なし、との発言。

教育長 全員から賛成をいただいたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び牧之原市教育委員会会議規則第13条の規程により、報告第10号、第11号及び議案第7号の協議及び採決結果について、非公開とする。

報告第9号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について

(事務局より説明)

質疑・意見なく、承認された。

報告第10号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(個人情報に関わる案件のため、個別の審議状況については非公開とする。事務局より説明。)

3名からの申請について、質疑・意見なく、承認された。

報告第11号 令和6年度特別支援教育就学奨励費補助金対象児童生徒の支弁区分の決定について

(個人情報に関わる案件のため、個別の審議状況については非公開とする。事務局より説明。)

2名からの申請について、質疑・意見なく、承認された。

報告第12号 令和6年度第1回就学支援委員会について

(学校教育課長より説明)

質疑・意見の後、承認された。

渡辺委員 保護者から入級の希望があっても、資料が足りなくて入級できなかったというケースはあるのか？

学校教育課長 あります。保護者の希望という所に課題があると感じている。保護者の希望があるから特別支援学級に入れるというものではないという前提が揺らいでいる学校がある。保護者の考えと学校の考えをしっかりと話し合いをした上で、あげていく必要がある。学校の考えが固まっていない段階で、保護者の希望に

よってあがってくるケースがあるが、その場合、その子にとって、その学びの場が本当に良いのかどうか、もう少し検討が必要だろうというものが数件あった。

学校の考えをしっかりと練った上で、保護者の意見を大事にしてほしいと指導している。

教育長
学校教育課長

就学支援委員会のメンバーの紹介を。

専門の医師、巡回訪問を行っている言語聴覚士、特別支援学校の先生、各学校の特別支援学級の代表、校長の代表、福祉の方となっている。

教育長

学校、幼稚園から来た情報をもとに、専門的な見地の中で、その子にあった学習の場はどこかで見立てているが、それを判断するだけの資料がない場合も多い。その場合は、経過観察で様子を見ましようとなる。

保護者からすれば、特別支援学級で学ばせたいというのは、個別に見てもらえるという感覚で、通常学級の30人の中だとなかなか目が向かない場合もあるためと思う。ただ、その場合に本当にその子にとって、どこで学ぶのが一番良いのかをこの中で審議していただく。

ただ、審議の結果を学校から、保護者に返したときに、納得していただけない場合もある。なかなか難しい問題である。

吉住委員

保育園、幼稚園の子は来年度に向けて決定で良いと思うが、今小学校にいて、経過観察の児童は、通常学級や支援級にいると思うが、そのまま1年間過ごしてしまうのか？

学校教育課長

いろいろなケースがある。経過観察の児童は全てが特別支援学級という訳ではなく、通級指導や言語指導の場合もある。支援学級の子に関しては、体験ということもやったりして、学校の中で色々と試しながらやってくれている。

吉住委員

言語聴覚士という方は市にいるのか？

学校教育課長

いる。対象となった児童生徒はその先生に必ず見てもらっている。

議案第7号 令和7～10年度使用の中学校教科用図書の採択について

(学校教育課長より説明)

質疑・意見の後、原案のとおり可決された。

閉会 (閉会時刻 午前11時)